

令和2年度行政監査実施計画

1 監査等の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

2 監査の対象

- (1) テーマ：「AED（自動体外式除細動器）の設置及び管理等について」
- (2) 対象事務：市の施設（指定管理者が管理している施設を含む。）に設置されているAEDの管理等に関する事務。
なお、業務として医療従事者（救急活動を含む。）等が使用するために設置されているもの、講習等のための貸出用のものを除く。
- (3) 対象期間：令和2年4月1日から令和2年10月30日まで
ただし、必要に応じて他年度を含む。
- (4) 対象部課：テーマに関係する全部課

3 監査の目的

AED（自動体外式除細動器）（以下「AED」という。）は心室細動及び無脈性心室頻拍による心停止者の心臓に電気ショックを与えることによって、正常な心臓の動きを取り戻す（除細動する）ための医療機器であるが、その設置については、法的な義務付けはなく、設置者の任意によって行われているのが現状である。平成16年7月1日に非医療従事者である一般市民に一定の条件下でのAEDの使用が認められてから15年以上が経過し、この間、医療機関及び消防機関のみならず、学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に国内において急速に普及している。

しかしながら、AEDは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）（以下「医薬品医療機器等法」という。）に規定する高度管理医療機器（※1）及び特定保守管理医療機器（※2）に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

AEDは、設置されるだけでなく、いざという時に、心停止傷病者に速やかに使用されることによりその意義を持つものであることから、本市施設のAEDについて、機器等の管理が適切に行われているか、施設の職員が使用できる体制となっているか等の検証を行い、今後、いざという時にAEDが使用される環境整備に資すること、今後の事務の改善に資することを目的に監査を実施する。

4 監査の着眼点

- (1) AEDは施設内のアクセスしやすい場所に設置されているか。
- (2) AEDを設置している施設の全職員が、その施設内におけるAEDの正確な設置場所を把握しているか。
- (3) AED設置場所の表示や誘導のための案内表示が利用者にとってわかりやすいものか。
- (4) 日常点検の実施及び消耗品の交換等、AEDが適切に管理されているか。
- (5) AEDの適切な管理を実施するため、組織的、統一的な事務執行に取り組んでいるか。

- (6) 施設の職員がAEDを使用できる体制になっているか。また、救急蘇生法の習得（講習の受講等）が行われているか。
- (7) AEDの普及、啓発等は効果的に実施されているか。

5 監査の主な実施手続

監査の実施手続の選択については、岸和田市監査基準第16条の規定に基づき、主として次の実施手続によるものとする。

- (1) 事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によって直接検証する「実査」
- (2) 資産や負債の存在、取引や事象の発生が正しく記録されていることを、その根拠となる資料等で確かめる「証憑突合」
- (3) 帳簿を相互に照合して、矛盾がないかを確認する「帳簿突合」
- (4) 記録や文書の計算の正確性を自ら計算し、確かめる「計算突合」
- (5) 事実の存否又は問題点について監査対象部課等の職員等に回答又は説明を求める「質問」
- (6) 紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による組織内外の記録や文書を確認する「閲覧」

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

原則として、監査委員室で監査を実施する。ただし、AED設置場所等で監査委員が現物検証をし、監査を行うことがある。

(2) 日程

ア 予備調査

令和2年4月2日（木）から令和2年4月30日（木）まで

イ 現地調査

令和2年5月12日（火）から令和2年10月30日（金）まで

ウ 本監査

令和2年11月10日（火）

7 予備調査及び現地調査の概要

(1) 予備調査

令和2年4月1日現在の本市の施設におけるAEDの設置及び管理状況等について確認するために、文書により全庁調査を行う。また、AEDの操作方法等に関する職員研修の実施状況、AEDの普及、啓発状況についても調査を行う。

(2) 現地調査

AEDの設置及び管理状況等の実態を把握するために、現地調査を行う。予備調査の結果を踏まえ、抽出した施設のAEDの設置場所、設置案内表示の状況、管理状況及び施設の職員がAEDを使用できる体制になっているか等を現地で確認する。

8 監査の担当者及び事務分担

令和2年度岸和田市監査等年間計画のとおり

なお、令和2年度定期監査対象課においては、定期監査時に事前調査（現物検証、質問等）を行うことがある。また、令和2年度定期監査対象学校園及び保育所においては、定期監査時に監査委員による現物検証、質問等を行うことがある。

9 その他監査の実施上必要と認める事項
必要に応じ別に定める。

※1：医療機器であって、副作用又は機能の障害が生じた場合において人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることからその適切な管理が必要なものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう（医薬品医療機器等法第2条第5項）。

※2：医療機器のうち、保守点検、修理その他の管理に専門的な知識及び技能を必要とすることからその適正な管理が行われなければ疾病の診断、治療又は予防に重大な影響を与えるおそれがあるものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう（医薬品医療機器等法第2条第8項）。